

令和8年度 周南市奨学金の募集について

1. 奨学金の種類

(1) 一般奨学金

- 対象者：以下の大学・学校に在学する人
 - ・大学(学校教育法第1条)
 - ・高等専門学校(学校教育法第1条)
 - ・高等学校(学校教育法第1条)
 - ・専修学校(学校教育法第124条に規定され、修業年限が2年以上の専門課程及び高等課程)
- 種類：貸付型(将来償還(返済)が必要な奨学金)
- 利息：無利息

(2) 定住促進奨学金(一般奨学金との併願)

- 対象者：一般奨学金の対象者のうち、大学などに在学する人で卒業後市内に定住する意志を持ち奨学資金の増額を希望する人
 - ・大学
 - ・高等専門学校(第4、5学年及び専攻科に限る)
 - ・高等学校専攻科
 - ・専修学校(修業年限が2年以上の専門課程のみ)
- 種類：貸付型(将来償還(返済)が必要な奨学金)
※定住促進奨学金には特例があり、条件を満たすことで償還が不要となります(8ページ参照)
- 利息：無利息

(3) 修学支援奨学金(一般奨学金との併願)

- 対象者：経済的理由により著しく修学が困難な人
- 種類：給付型(将来償還(返済)する必要がない奨学金)

2. 奨学金の貸付・給付期間及び金額

(1) 貸付・給付期間

各学校の正規の修業期間とします。

(2) 貸付・給付金額

学校区分	月 額		
	一般奨学金	定住促進奨学金	修学支援奨学金
高等学校(高等学校専攻科を除く) 専修学校(高等課程) 高等専門学校(1~3年)	貸与 18,000円 又は 24,000円	/	給付 10,000円
高等学校専攻科 大学(短期大学を含む) 専修学校(専門課程) 高等専門学校(4~5年・専攻科)	貸与 35,000円		

3. 奨学生の要件

今年4月に入学又は在学している学生で、次の(1)~(3)のそれぞれで要件の全てを満たす人を奨学生の募集対象とし、選考の上、奨学生を決定します。

(1) 一般奨学金

- ① 保護者が本市の住民基本台帳に記録されている人※1
- ② 他の奨学金制度の貸付け(給付型の奨学金を除く)を受けていない人
- ③ 向学心があり、人物、学業ともに優秀であると認められる人
- ④ 貸付けが決定したときに連帯保証人が2人いる人
- ⑤ 経済的理由により修学が困難である人※2

(2) 定住促進奨学金

(1)の一般奨学金を申請する人で、卒業後市内に定住する意志を持ち奨学金の増額を希望する人※3

(3) 修学支援奨学金

(1)の一般奨学金を申請する人で、経済的理由により著しく修学が困難な人※4

※1 申請者、保護者又は連帯保証人が外国人住民であるときは、在留資格(特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等のいずれか)があること。
 ※2 「経済的理由により修学が困難」とは、申請者及び保護者の所得が、日本学生支援機構第二種奨学金の家計基準を満たすことをいいます。
 ※3 周南市奨学生制度において「定住」とは、「卒業後、継続して3年以上周南市に生活の本拠地を置くこと」をいいます。
 ※4 修学支援奨学金については、周南市就学援助制度の認定基準を用いて、世帯構成(人数・年齢等)や所得状況をもとに判定します。